

HOME	免許関係	電波利用料	電波環境	電波監視	周波数割当て	基準認証制度	その他
----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	------------------------	------------------------	---------------------

無線局免許状等情報

[HOME](#) > [免許関係](#) > [検索・統計](#) > [無線局等情報検索](#) > 無線局免許状等情報

免許の番号	*****		識別信号	JA0RL		
氏名又は名称	一般社団法人日本アマチュア無線連盟					
免許人の住所	*****					
無線局の種別	アマチュア局	無線局の目的	アマチュア業務用	運用許容時間	常時	
免許の年月日	令4.12.25	免許の有効期間	令9.12.24まで			
通信事項	アマチュア業務に関する事項			通信の相手方	アマチュア局	
移動範囲	陸上、海上及び上空					
無線設備の設置場所／常置場所						
長野県中野市						
電波の型式、周波数及び空中線電力						
3MA	1910 kHz	50	W			
3HA	3537.5 kHz	50	W			
3HD	3798 kHz	50	W			
3HA	7100 kHz	50	W			
2HC	10125 kHz	50	W			
2HA	14175 kHz	50	W			
3HA	18118 kHz	50	W			
3HA	21225 kHz	50	W			
3HA	24940 kHz	50	W			
3VA	28.85 MHz	50	W			
3VA	52 MHz	50	W			
3VA	145 MHz	50	W			
3VA	435 MHz	20	W			
3SA	1280 MHz	10	W			

A1A	4630 kHz	50 W
備考		

担当：総合通信基盤局電波部電波政策課

コンテンツ一覧

免許関係

- 無線局開局の手続き・検査
- 電波利用システム
- 無線従事者制度
- 検索・統計
- 免許等に関するその他の制度

電波環境

- 電波の安全性に関する取り組み
- 高周波利用設備の概要
- 電波伝搬障害防止制度
- 電波環境に関するその他の制度

基準認証制度

- 制度の概要（登録証明機関一覧）
- 技術基準適合証明等を受けた機器の検索
- 特定無線設備、特別特定無線設備一覧
- 基準認証関係法令
- 基準認証制度についてよくある質問（FAQ）
- 電気通信機器の相互承認（MRA）
- 無線機器型式検定制度
- 基準認証制度に関する問い合わせ窓口

電波利用料

- 電波利用料制度の目的等
- 電波利用料の額
- 電波利用料の歳入・歳出状況
- 電波利用料の事務の実施状況
- 電波利用料の納付方法
- 電波利用料延滞金計算ツール
- 関連法規
- 「電波利用料」の名称をかたった請求
- 総合通信局等の管轄地域と所在地（お問い合わせ先）

電波監視

- 電波監視の概要

周波数割当て

- 周波数割当てプロセス
- 周波数の公開
- ITU-R
- 世界無線通信会議（WRC: World Radiocommunication Conference）

その他

- 非常通信協議会
- マスメディア集中排除原則
- 放送分野における外資規制
- その他の制度
- 組織案内（総務省サイト）
- お知らせ一覧
- 更新情報
- 電波に関わる関連リンク集
- アマチュア無線



7/9 開催の 湯ハムフェアー PR運用です。五泉市でお会いしましょう。

識別信号は

ジェイ エイ ゼロ アール エル ポータブル ゼロ

JAØRL/Ø

【フォネティック】ジュリエット アルファ ゼロ ロミオ リマ ポータブル ゼロ
です。

7/9 開催の 湯ハムフェアー PR運用です。五泉市でお会いしましょう。

JA0RL 局の運用について(注意)

- (1) 局の運用は本連盟会員であって、無線従事者免許証を携帯していることとします。
- (2) 本連盟会員(社団の場合は代表者に限る)から運用の申し出があった場合は、その無線従事者の操作範囲内において適宜運用させてください。
- (3) 本連盟会員以外から運用の申し出があった場合は、運営委員会担当者が立ち合いのもとで、ゲストオペレーター制度を適用し、適宜運用させてください(電波法施行規則第5条の2関連告示参照のこと)。
- (4) 局の運用にあたっては、運用者に交信の際、氏名などを送出するように指導してください。
(3)の運用については、ゲストオペレーターであることを明確にするように指導してください。
- (5) この無線局は「体験局」ではありません。
- (6) 運用者には、運用するたびに「局運用記録用紙」に記入するように指導してください。
(TurboHAMLOG最新版で代用可)
- (7) 本連盟では、相手局のQSLカードを必要としないので、運用の際、この旨を適宜送信してください。
(「一方的」は威圧感を与えるので使わないようにし、「こちらからのみ」「1way」を適宜使うように)
- (8) QSLカードはJARL会員宛にはビューローを通じて、運用期間終了後に一括発送とします。
尚、QSLカードは運用クラブ様で印刷しビューローへ送付いただくか、1QSO=1円のドネーション(印刷インク代・作業工数)をいただくかのどちらかを選択願います。
非会員でもSASE送付をした者に限り発行します。JI0TWA宛てへSASEを送るように伝えて下さい。
- (9) (6)により記入した「局運用記録用紙」は運営委員会事務局において保管し、後日、SWLレポート及びQSLカード未着のお問い合わせ等に対応します。
【提出先】 JI0TWA 牛木 健寛 mobile@ji0twa.com
HAMLOGファイルの場合→ hamlog.hdb
HAMLOGバックアップファイルの場合→ bkyymmdd_hhmm_xxxxxxx.zip
- (10) 局の開設期間中に開催されているコンテスト等への参加することはできますが、書類を提出する場合はチェックログで提出してください。
- (11) オンエア前に「アマチュアバンドプラン」区分に合致しているか、今一度確認して下さい。
LSB の場合は、下限のバッドエッジもしくはバンドプランの区切りの周波数から3KHz 以内での電波の発射
USB の場合は、上限のバンドエッジもしくはバンドプランの区切りの周波数から3KHz 以内での電波の発射
FM の場合は 上限 または 下限 の バッドエッジもしくはバンドプランの区切りの周波数から16KHz 以内での電波の発射
- (12) 長野県支部HPIにて最新情報を更新しているので、運用前に一読して下さい。
基本的に、新潟県支部も同様の内容になります。
http://jarl-nn.asama-net.com/index.php?html_id=00000222
- (13) 運用についての不明点がある場合は、運営委員会まで問い合わせて下さい。

JR0BAT 小川 忍 jr0bat@jarl.com
携帯: 090-2086-4949 jr0bat@myboom.jp



一般社団法人 日本アマチュア無線連盟長野県支部

JARL NAGANO web. ▾

■ [行事](#) ■ [支部大会](#) ■ [ARDF](#) ■ [コンテスト](#) ■ [アワード](#) ■ [監査指導委員会](#) ■ [組織](#) ■ [登録クラブ](#) ■ [掲示板](#) ■ [ML](#) ■ [リンク](#)

■ 信越地方本部(長野県／新潟県支部)運用のJARL局のサービスについて

◎信越地方本部(長野県／新潟県支部)運用のJARL局は、個人やクラブの発行するアワードの番号サービスを行いません

昨今7MHz帯SSBを中心に、個人やクラブが発行する特定のアワードの番号がアナウンスされることが増えていますが、信越地方本部管内で運用のJARL局については、これらのサービスは一切行いませんのでご了承下さい。

※non-JARL記念局などに対する取り決めではありませんのでJARL以外の記念局については、開設している社団にお問い合わせ下さい。

【JARL局を運用される方へ】

- ・出来るだけ多くの局に広くサービス(広報)させるべきJARL局(特別局／特別記念局)の趣旨に鑑み、個人的なアワードの支援となるIARU加盟団体の制定していない番号送出手は、慎むようにお願いします。
- ・カードにはJCC/G番号、GL、IOTA番号等、最低限のデータ記載に留めます。IARU加盟団体が制定した物とは関係の無い番号を記載したり、スタンプなどは押さないようにお願いします。
- ・この取り決めは、これらの該当地に対しての移動運用を制限するものではありません。他の方の管理地で運用する場合は、電波障害対策はもちろんのこと、事前に許可を得るなど、トラブルの無いようにお願いします。

【QSOをされる方へ】

- ・信越地方本部管内で運用されるJARL局に対しては、個人やクラブの発行するアワードの番号を送出することを求めないでください。
- ・万一運用上でこれらの番号を求められても、発行されるQSLカードには番号やスタンプの記載がありませんので、予めご了承下さい。

この記事に関するお問い合わせ申し込みは [こちら](#)

このホームページはJARL長野県支部が管理しています。

Copyright (C) 2006 JARL長野県支部. All Rights Reserved

アマチュアバンドプラン

【狭帯域：占有周波数帯幅が3kHz以下（A3Eを除く）、
広帯域：占有周波数帯幅3kHzを超える】

令和2年4月21日施行

135kHz帯 周波数:kHz

135.7 137.8

CW, 狭帯域データ (注1)

475kHz帯 周波数:kHz

472 479

CW, 狭帯域データ (注1)

1.9MHz帯 周波数:kHz

1,800 1,830 1,845 1,875 1,907.5 1,912.5

CW	CW, 狭帯域データ	狭帯域の 全電波型式	CW, 狭帯域データ (注1)
----	---------------	---------------	--------------------

注1：占有周波数帯幅は200Hz以下のものに限る。

3.5MHz帯 周波数:kHz

3,500 3,520 3,535 3,575 3,580 3,599 3,612 3,662 3,680 3,687

狭帯域 CW データ	CW, 狭帯域の 電話・画像 (注1)	狭帯域の 全電波型式	狭帯域の 全電波型式	狭帯域の 全電波型式	CW, 狭帯域の 電話・画像
------------------	---------------------------	---------------	---------------	---------------	----------------------

3,535kHz 非常通信周波数

3.8MHz帯 周波数:kHz

3,702 3,716 3,745 3,770 3,791 3,805

CW, 狭帯域の 電話・画像	CW, 狭帯域の 電話・画像	CW, 狭帯域の 電話・画像
----------------------	----------------------	----------------------

7MHz帯 周波数:kHz

7,000 7,030 7,045 7,100 7,200

狭帯域 CW データ	CW, 狭帯域の 電話・画像 (注2)	狭帯域の 全電波型式
------------------	---------------------------	---------------

7,050kHz 非常通信周波数

注1：3,535kHzから3,575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。
注2：7,045kHzから7,100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。

10MHz帯

周波数:kHz

10,100 10,130 10,150

CW	狭帯域 データ
----	------------

14MHz帯 周波数:kHz

14,000 14,070 14,112 14,350

CW	狭帯域 データ	CW, 狭帯域の 電話・画像 (注2)
----	------------	------------------------

14,100kHz ビーコン (注1) 14,300kHz 非常通信周波数

18MHz帯 周波数:kHz

18,068 18,100 18,110 18,168

CW (注4)	狭帯域 データ	CW, 狭帯域の 電話・画像 (注4)
---------	------------	------------------------

18,160kHz 非常通信周波数

注1：14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注2：14,112kHzから14,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。
注3：18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注4：18,090kHzから18,100kHz及び18,110から18,120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。

21MHz帯 周波数:kHz

21,000 21,070 21,125 21,150 21,450

CW (注2)	狭帯域 データ	CW, 狭帯域の電話・画像
---------	------------	---------------

ビーコン (注1)

24MHz帯 周波数:kHz

24,890 24,910 24,930 24,990

CW	狭帯域 データ	CW, 狭帯域の 電話・画像 (注4)
----	------------	------------------------

ビーコン (注3)

注1：21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注2：21,125kHzから21,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。
注3：24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注4：24,930kHzから24,940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。

28MHz帯 周波数:MHz

28.00 28.07 28.15 28.20 29.00 29.30 29.51 29.59 29.61 29.70

CW (注3)	狭帯域データ	CW, 狭帯域の 電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・ 画像・データ (注2)	衛星	レピータ 広帯域の電話・電信・画像・ データ	レピータ
---------	--------	----------------------	---------------------------	----	------------------------------	------

ビーコン (注1), 非常通信周波数

注1：28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注2：29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信に使用することができる。
注3：28.150MHzから28.200MHzまでの周波数までは、外国のアマチュア局とのデータ通信に使用することができる。

50MHz帯 周波数:MHz

50.00 50.1 50.2 51.00 52.00 52.30 52.50 52.90 54.00

CW (注1)	狭帯域データ CW, 狭帯域の電話・ 電信・画像	広帯域の電話・電信・ 画像 (注4)	VoIP	CW, 狭帯域 の電話・ 電信・画像	広帯域 データ	全電波型式 (実験・研究用)
---------	--------------------------------	-----------------------	------	--------------------------	------------	-------------------

50.30MHz

50.10MHz 非常通信周波数

50.01MHz・ビーコン (注3)

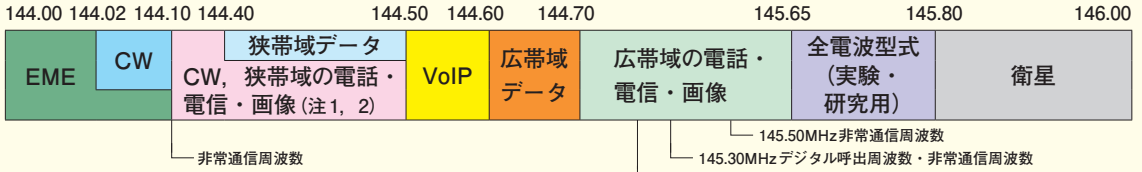
51.50MHz 非常通信周波数

51.30MHz デジタル呼出周波数・非常通信周波数

呼出周波数・非常通信周波数

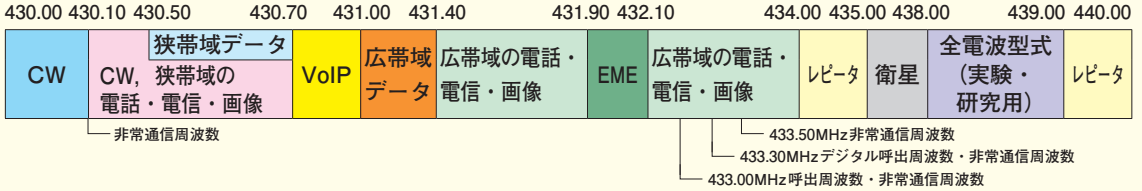
注1 50.00MHzから50.10MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信に使用することができる。
注2 50.00MHzから50.30MHzまでの周波数で月面反射通信 (EME) を行う場合に限り占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信に使用できる。
注3 50.01MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号（ビーコン）を送信する場合に限る。
注4 51MHzから51.5MHzまでの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信に使用することができる。

144MHz帯 周波数:MHz

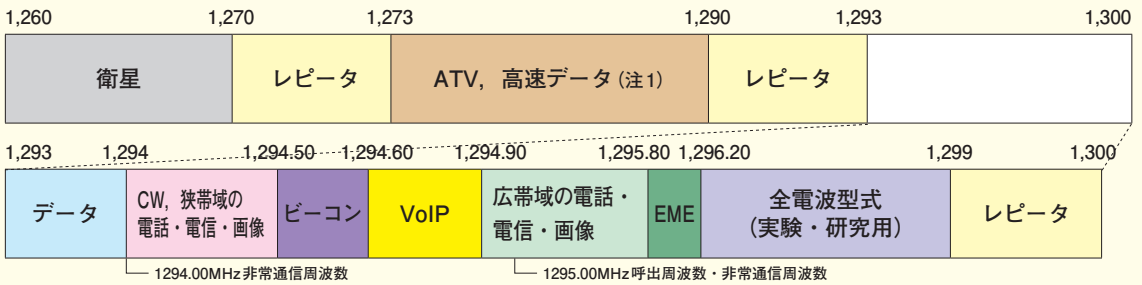


注1: 144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信に使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は3kHz以下のものに限る。
 注2: 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信に使用することができる。

430MHz帯 周波数:MHz

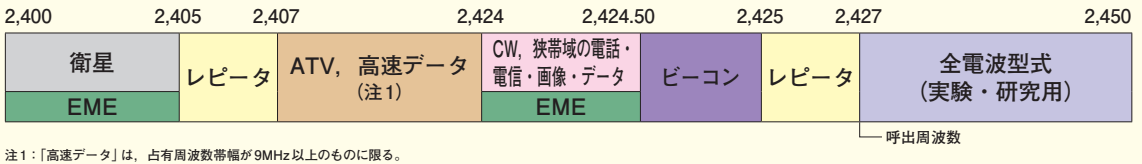


1200MHz帯 周波数:MHz



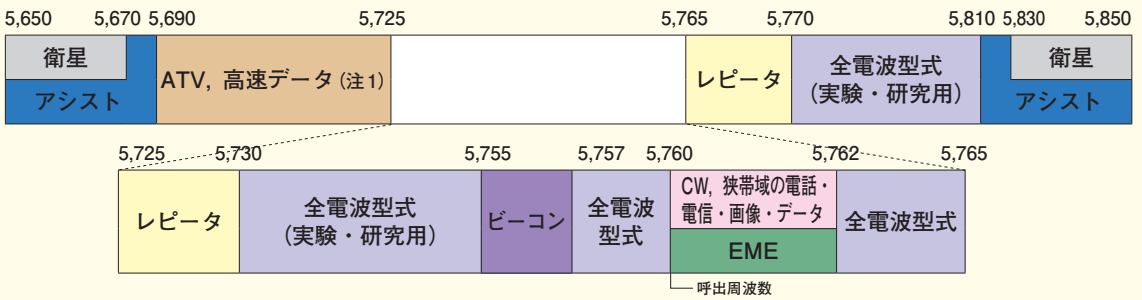
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

2400MHz帯 周波数:MHz



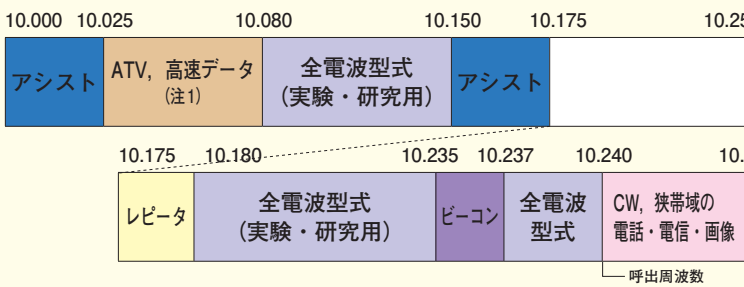
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

5600MHz帯 周波数:MHz



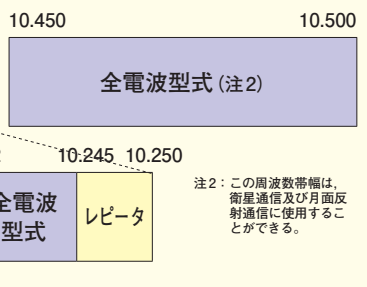
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

10.1GHz帯 周波数:GHz



注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

10.4GHz帯 周波数:GHz



注2: この周波数帯幅は、衛星通信及び月面反射通信に使用することができる。

※ JARLアマチュアバンドプランは諸外国の運用や世界的な慣習等をふまえて総務省の使用区別告示とは異なる表記をしている場合があります。

バンドプランの表記と代表的な電波型式及び通信方式

表記	代表的な電波型式及び通信方式
CW	A1A(モールス符号を使用する電信)
狭帯域	占有周波数帯幅が 3kHz 以下のもの。AM(A3E)の帯域幅は 6kHz だが、例外的にこの区分で運用する
広帯域	占有周波数帯幅が 3kHz を超えるもの
狭帯域データ	SSB 無線機を使用し帯域幅が 3kHz 以下の PSK-31(G1B, A2B)や JT-65(F1D), RTTY(F1B, A2B)等のデータ通信(135kHz 帯, 475kHz 帯, 1.9MHz 帯は帯域幅 200Hz 以下)
広帯域データ	帯域幅が 3kHz 以上のデータ通信。FM 無線機を使用したパケット通信(F2D), RTTY(F2B), PSK-31(F2B)等
狭帯域の電話	SSB(J3E)や AM(A3E)
広帯域の電話	FM(F3E), D-STAR の DV(F7W)等
狭帯域の電信	AM の送信機に可聴周波数(例:800Hz 等)の発信器を付加して A2A や A2B の通信を行う場合の区分
広帯域の電信	FM の送信機に可聴周波数(例:800Hz 等)の発信器を付加して F2A や F2B の通信を行う場合の区分
狭帯域の画像	SSB 無線機を使用した SSTV 通信(F3F)や FAX(F3C)
広帯域の画像	FM 無線機を使用した SSTV 通信(F3F)や FAX(F3C)
ビーコン	電波伝搬調査のためのビーコン用(A1A, F2A 等)
呼出周波数	FM(F3E)の通信では、呼出周波数(メインチャンネル)で CQ 呼出しや特定の局を指定して呼出しを行い使用する周波数等の連絡が完了したら、呼出周波数以外の周波数に移行して交信を行います。呼出周波数は連絡設定専用の周波数ですので、この周波数では連絡設定以外の交信を行うことはできません
レピータ	レピータ局(中継局)を使用する通信。レピータ局は 29MHz 帯, 430MHz 帯, 1200MHz 帯, 2400MHz 帯, 5600MHz 帯, 10GHz 帯で免許されている。FM(F3E), D-STAR DV(F7W), D-STAR DD(F1D)
EME	月面反射通信(Earth-Moon-Earth)
VoIP	Echolink や IRLP, WIRES 等の通信(F3E, F7W)
全電波型式	電波の型式や運用形態を問わない周波数区分
衛星	アマチュア衛星を使用する通信
ATV	アマチュアテレビ(F8W, F3F)
高速データ	占有周波数帯幅が 9MHz 以上の高速データ通信
アシスト	D-STAR レピータ局相互間を接続するアシスト局(中継専用)間の無線中継回線(F1D, F7W)

RTTY: Radioteletype(ラジオテレタイプ)

SSTV: Slow scan television

VoIP: Voice over Internet Protocol を活用したアマチュア無線システム

知っておこう 一次業務、二次業務とは？

無線業務の周波数割り当てで、同じ周波数帯を他の業務と共用する場合があります。

共用する無線業務の優先権を定めたもので、二次業務の無線局は一次業務の無線局に妨害を与える場合には周波数を変更したり、停波したりするなどの運用制限が課せられています。

アマチュア無線では、1200MHz から 24GHz 帯の周波数帯では 10.4GHz 帯を除く全ての周波数帯が二次業務となっています。

知っておこう ISM バンドとは？

ISMとは Industry-Science-Medical bandの略称で、産業・科学・医療用の無線バンドです。

このバンドは通信以外の用途に使用する周波数帯で国際電気通信連合(ITU)憲章の無線通信規則で周波数帯が規定されています。

私たちの身近なところでは、IC 乗車券の Suica などの交通系 IC カードに使用されている 13.56MHz 帯をはじめ、27MHz 帯, 40MHz 帯, 2400MHz 帯などがあり、通信以外のさまざまな用途で使用されています。